

# 個人情報保護宣言

十勝信用組合

## 個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

### 1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

### 2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取扱いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取扱いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

### 3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客様に当該機関の名称及び所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

#### 4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための委託契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

#### 5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

#### 6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

## 7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

### (1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

### (2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

### (3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

### (4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

## 8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

十勝信用組合 住所 帯広市大通南9丁目18・20  
代表者 橋場 幸一

(窓口) 営業推進部      T e l   0155-23-1375  
                                 F a x   0155-21-2533

以 上

別紙

## 個人情報の共同利用先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の特定の者と個人情報を共同利用いたしております。

### 【個人情報の共同利用先】

北海道信用保証協会  
全国しんくみ保証株式会社  
財団法人北海道勤労者信用基金協会  
全国保証株式会社  
株式会社クレディセゾン  
三井住友カード株式会社  
SMB C コンシューマファイナンス株式会社  
三菱 UFJ ニコス株式会社  
株式会社ジャックス  
株式会社オリエントコーポレーション  
株式会社ドコモ・ファイナンス  
株式会社日専連ジェミス  
NCカード株式会社  
アイフル株式会社  
株式会社日本信用情報機構  
株式会社シー・アイ・シー

- ・利用目的  
各種融資・ローンの保証業務
- ・提供情報の内容  
氏名・住所・生年月日・申込金額・年収・勤務先（事業内容）・勤続年数・家族構成・住居状況・返済実績・資産・負債等与信判断に必要な情報
- ・個人データ管理責任部署  
営業推進部

以上

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 保険販売業務、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
  - 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
  - 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
  - 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
  - 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
  - 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
  - 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
  - お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
  - 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
  - ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
  - 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
  - 組合員資格の確認および管理のため
  - その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- （上記の各利用目的のため、当組合のWebサイト閲覧履歴等の情報を分析し、各種金融商品・サービスの情報提供や研究開発のために利用する場合があります。）

【個人番号の利用目的】

(1) 役職員等(当組合の役職員並びにその配偶者および扶養家族をいう。以下同じ)に係る事務

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ③ 雇用保険届出事務
- ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ⑥ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務

(2) 顧客等(当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ)に係る事務

- ① 出資配当金の支払いに関する法定調書作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑤ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む。)・社会保障における資力調査等に関する事務
- ⑥ 預貯金口座付番に関する事務
- ⑦ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- ⑧ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- ⑨ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務

(3) 役職員等および顧客等以外の個人に係る事務

- ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
- ② 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ③ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

以 上

附則

令和6年4月1日改訂  
令和6年8月2日改訂  
令和6年11月1日改訂  
令和7年4月1日改訂

## 【参考】

### 法の域外適用・越境移転の在り方

#### 1. 外国への第三者提供を行う場合の対応の強化（法第24条）

##### （改正内容の概要）

- 外国にある第三者への個人データの第三者提供を行う際には、原則として本人の同意を得る必要があるが、その同意を得る際には、あらかじめ、①外国における個人情報の保護に関する制度、②第三者が講ずる個人情報の保護のための講ずる個人情報保護措置その他参考となるべき情報を本人に提供しなければならないとされた（情報提供義務）。

##### 《信用組合の対応事項》

- 信用組合の場合、外国にある第三者への第三者提供を行う場合（下記（1）のコメントの例外となる場合を除く）には、本人に同意を取得する際に、提供先国の個人情報保護に関する制度等に関する情報提供を行う必要があります。
- 個人情報の取扱いを委託している場合には、念のため委託先において本規制の対象となる第三者提供が行われていないかを確認しておくことが望ましいと思われまます。

## 【改正内容の詳細】

### （1）同意を取得する際の情報提供義務（法第24条第2項）

外国にある第三者に個人データを提供する場合、法令に基づく場合を除き※、あらかじめ本人の同意を得る必要がある（法第24条第1項）。

改正法では、この同意を得る際には、本人に対し、あらかじめ「当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考になるべき情報を提供しなければならないとされ、規則にその情報提供すべき内容が規則で下欄のとおり定められた。

該当箇所	該当条文（左記該当箇所の条文から個人関連情報の定義に関する記載を抜粋）
法第28条第5項（新設）	①当該外国の名称 ②適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報 ③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

※ 現行法でも、法第24条第1項には、例外要件（第三者提供を認める旨の本人の同意を要しない場合）として、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定める外国への第三者提供」（現状は、EU、英国）が定められている。この場合には、そもそも外国への第三者提供には当たらないため、本改正による上記情報提供義務の対



象外となる。

一方、法第24条第1項には、もうひとつの例外要件として、「基準適合体制整備者」（個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備する先。例えば、CBPR 認証（Cross Border Privacy Rules/APEC 越境プライバシールールシステム）を受けている先、委任契約先、同一企業グループ内での移転など）への第三者提供が定められている。この場合には、改正法による上記の情報提供義務は求められないが、法第24条第3項に基づき、①当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずること（詳細は規則第11条の4第1項）、②本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること規則第11条の4第3項一が求められる。

## （2）情報提供が必要となる事項の具体的な内容について

### ①「外国の名称」について

外国ガイド<sup>※1</sup>「5-2 (1)」では、当該条文が指す「外国」について、第三者提供先の外国の名称が示されていれば足りるとしている。また、個人情報保護法制が規律されている場合でも、当該州単位での名称を示すことまでは求めないとしている。

<sup>※1</sup> 「外国ガイド」・・・令和3年10月29日 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン 外国にある第三者への提供編（未施行:令和4年4月1日施行）  
[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/preliminary\\_guidelines\\_offshore/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/preliminary_guidelines_offshore/)

### ②「適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」

#### －「適切かつ合理的な方法」について

外国ガイド「5-2 (2) ①」では、適切かつ合理的な方法として、(i) 提供先の第三者に照会する、(ii) 日本又は外国の行政機関等が公表している情報を確認する一との2つの方法が例示されている。(ii) に関し、個人情報保護委員会は、年内をめぐり、31の国又は地域について調査を行い、一定の情報提供を行うとしている。

#### －「当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報」について

外国ガイド「5-2 (2) ①」では、外国の制度と我が国の個人情報保護法との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならないとし、具体的には、下欄の(ア)～(エ)の観点を踏まえた情報提供を行う必要があるとしている。

\* 下欄記載の「OECD プライバシーガイドライン8原則」とは、1980年にOECD（経済協力開発機構）が定めた原則で、日本を含めた世界中の個人情報の保護に関する制度の原型となっている。具体的には、①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護措置の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則、の8点が定められている。

項目	外国ガイドにおける記載の概要
(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無	・ 当該外国に、当該第三者に適用される個人情報の保護に関する制度が存在しない場合、その存在しない旨を本人に対して情報提供を行う。
(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度に	・ 当該外国の制度に個人情報の保護の水準等に関する客観的な指標となり得る情報が存在する場合、当該指標となり得る情報を提供すれば足りる。 (事例1) 当該第三者が所在する外国が GDPR 第45条に基づく十

項目	外国ガイドにおける記載の概要
ついで指標となり得る情報の存在	分性認定の取得国であること (事例2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること
(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該外国の制度に OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利が存在しない場合には、その内容について本人情報提供をしなければならない(当該外国の制度に、その全てが含まれている場合にはその旨を伝える)。</li> <li>(事例1) 個人情報について原則としてあらかじめ特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない旨の制限の不存在</li> <li>(事例2) 事業者が保有する個人情報の開示の請求に関する本人の権利の不存在</li> </ul>
(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該外国の制度に、当該外国への越境移転に伴い、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度が存在する場合には、当該制度の存在について本人に情報提供をしなければならない。</li> <li>(事例1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度</li> <li>(事例2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度</li> </ul>

③ 「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」について

外国ガイド「5-2 (2) ①」では、外国の制度と我が国の個人情報保護法により個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者に求められる措置との間の本質的な差異を本人が合理的に認識できる情報でなければならないとしている。具体的には、当該外国にある第三者において、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置(本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。)を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない。

なお、提供先の外国にある第三者が、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じている場合には、その旨を本人に情報提供すれば足りるとしている。

提供先の第三者が利用目的の・通知公表を行っていない場合の情報提供の事例
「提供先が、概ね個人データの取扱いについて我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報についての利用目的の通知・公表を行っていない」旨の情報提供を行うこと。

(3) 情報提供の方法について

情報提供を行う方法は、規則第 11 条の 3 で、「電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法」とされており、外国ガイド「5-1」では、適切な方法として下欄のとおり例示されている。

該当箇所	該当条文
外国ガイド「5-1」	①必要な情報を電子メールにより本人に送付する方法 ②必要な情報を記載した書面を本人に直接交付する方法 ③必要な情報を本人に口頭で説明する方法 ④必要な情報をホームページに掲載し、本人に閲覧させる方法(※)

※ ホームページに掲載し、本人閲覧させる方法については、パブコメ（概要）46番の回答で以下のとおり記載されている

**【パブコメ（概要）46番】**

個別の事案ごとに判断されますが、改正後の施行規則第11条の3第2項から第4項までの規定により求められる情報が、掲載されたWebページが存在する場合に、当該WebページのURLを自社のホームページに掲載し、当該URLに掲載された情報を本人に閲覧させる方法も、改正後の施行規則第11条の3第1項における「適切な方法」に該当すると考えられます。

なお、この場合であっても、例えば、当該URLを本人にとって分かりやすい場所に掲載した上で、同意の可否の判断の前提として、本人に対して当該情報の確認を明示的に求めるなど、本人が当該URLに掲載された情報を閲覧すると合理的に考えられる形で、情報提供を行う必要があると考えられます。

**(4) 本人の同意を得ようとする時点において上記情報提供ができない場合等の取扱い**

①本人の同意を得ようとする時点において、提供先の外国が特定できない場合

標記の場合、「外国の名称」及び「外国における個人情報の保護に関する制度」に関する事項に代えて、(i) 当該外国の名称が特定できない旨及びその理由、(ii) 当該外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には当該情報について情報提供を行うこととされるとともに（規則第11条の3第3項）、その運用の考え方について外国ガイド「5-3-1」に記載された。

②本人の同意を得ようとする時点において、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」について情報提供できない場合

標記の場合、「当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置」について情報提供できない旨及びその理由について情報提供を行うこととされるとともに（規則第11条の3第4項）、その運用の考え方について外国ガイド「5-3-2」に記載された。

## 2. 外国への第三者提供を行う場合の適用範囲の拡大（法第75条）

(改正内容の概要)
○ 外国において個人関連情報や仮名加工情報を取り扱う場合においても、個人情報保護法の適用を受けることになった。
《信用組合の対応事項》
➤ 外国で当該情報を取り扱う場合に個人情報保護法の適用を受けることに留意する。

### 【改正内容の詳細】

個人情報取扱事業者等が、国内にある者に対する物品・役務の提供に関連して以下の情報を外国において取り扱う場合についても個人情報保護法全般の規定が適用する旨が追加された。また、外国にある事業者が個人情報等を本人から直接取得して取り扱う場合に限られず、本人以外の第三者から提供を受けて取り扱う場合についても新たに域外適用の対象となった。

外国において取り扱う場合であっても個人情報保護法の適用を受ける情報 (下線部が本改正による追記部分)
①国内にある者を本人とする個人情報 ②①として取得されることとなる個人関連情報 ③①を用いて作成された仮名加工情報 ④①を用いて作成された匿名加工情報

諸外国の個人情報保護制度の有無について

(2022年2月末時点)

No.	国・地域一覧	個人情報保護制度の有無
1	アイスランド	○
2	アイルランド	○
3	アゼルバイジャン	○
4	アフガニスタン	×
5	アラブ首長国連邦	△
6	アルジェリア	○
7	アルゼンチン	○
8	アルバニア	○
9	アルメニア	○
10	アンゴラ	○
11	アンティグア・バーブーダ	○
12	アンドラ	○
13	イエメン	○
14	イスラエル	○
15	イタリア	○
16	イラク	△
17	イラン	○
18	インド	○
19	インドネシア	○
20	ウガンダ	○
21	ウクライナ	○
22	ウズベキスタン	○
23	ウルグアイ	○
24	英国	○
25	エクアドル	○
26	エジプト	○
27	エストニア	○
28	エスワティニ	△
29	エチオピア	△
30	エリトリア	×
31	エルサルバドル	△
32	オーストラリア	○
33	オーストリア	○
34	オマーン	○
35	オランダ	○
36	ガーナ	○
37	カーボベルデ	○
38	ガイアナ	○
39	カザフスタン	○
40	カタール	○
41	カナダ	○
42	ガボン	○
43	カメルーン	○
44	韓国	○
45	ガンビア	○
46	カンボジア	○
47	北マケドニア	○
48	ギニア	○
49	ギニアビサウ	×
50	キプロス	○
51	キューバ	×
52	ギリシャ	○
53	キリバス	×
54	キルギスタン	○
55	グアテマラ	○
56	クウェート	○
57	クック	—
58	グレナダ	×
59	クロアチア	○
60	ケニア	○

No.	国・地域一覧	個人情報保護制度の有無
61	コートジボアール	○
62	コスタリカ	○
63	コソボ	—
64	コモロ	×
65	コロンビア	○
66	コンゴ	×
67	コンゴ民主共和国	○
68	サウジアラビア	△
69	サモア	×
70	サントメ・プリンシペ	○
71	ザンビア	○
72	サンマリノ	○
73	シエラレオネ	×
74	ジブチ	×
75	ジャマイカ	○
76	ジョージア	○
77	シリア	×
78	シンガポール	○
79	ジンバブエ	○
80	スイス	○
81	スウェーデン	○
82	スーダン	×
83	スペイン	○
84	スリナム	○
85	スリランカ	×
86	スロバキア	○
87	スロベニア	○
88	セイシェル	△
89	赤道ギニア	○
90	セネガル	○
91	セルビア	○
92	セントクリストファー・ネイビス	○
93	セントビンセントおよびグレナディーン諸島	△
94	セントルシア	○
95	ソマリア	×
96	ソロモン諸島	×
97	タイ	○
98	タジキスタン	○
99	タンザニア	△
100	チェコ	○
101	チャド	○
102	中央アフリカ共和国	×
103	中国	○
104	チュニジア	○
105	朝鮮民主主義人民共和国	×
106	チリ	○
107	ツバル	×
108	デンマーク	○
109	ドイツ	○
110	トーゴ	○
111	ドミニカ	△
112	ドミニカ共和国	○
113	トリニダード・トバゴ	○
114	トルクメニスタン	○
115	トルコ	○
116	トンガ	×
117	ナイジェリア	○
118	ナウル	×
119	ナミビア	△
120	ニウエ	—

No.	国・地域一覧	個人情報保護制度の有無
121	ニカラグア	○
122	ニジェール	○
123	日本	○
124	ニュージーランド	○
125	ネパール	○
126	ノルウェー	○
127	バーレーン	○
128	ハイチ	×
129	パキスタン	△
130	バチカン	—
131	パナマ	○
132	バヌアツ	×
133	バハマ	○
134	バブア・ニューギニア	×
135	バラオ	×
136	ブラグアイ	○
137	バルバドス	△
138	パレスチナ	—
139	ハンガリー	○
140	バングラデシュ	×
141	東ティモール	×
142	フィジー	×
143	フィリピン	○
144	フィンランド	○
145	ブータン	○
146	ブラジル	○
147	フランス	○
148	ブルガリア	○
149	ブルキナファソ	○
150	ブルネイ	×
151	ブルンジ	×
152	米国	○
153	ベトナム	○
154	ベナン	○
155	ベネズエラ	×
156	ベラルーシ	○
157	ベリーズ	×
158	ベルー	○
159	ベルギー	○

No.	国・地域一覧	個人情報保護制度の有無
160	ポーランド	○
161	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○
162	ボツワナ	○
163	ボリビア	○
164	ポルトガル	○
165	ホンジュラス	○
166	マーシャル諸島	×
167	マダガスカル	○
168	マラウイ	△
169	マリ	○
170	マルタ	○
171	マレーシア	○
172	ミクロネシア連邦	×
173	南アフリカ	○
174	南スーダン	×
175	ミャンマー	△
176	メキシコ	○
177	モーリシャス	○
178	モーリタニア	○
179	モザンビーク	×
180	モナコ	○
181	モルディブ	△
182	モルドバ	○
183	モロッコ	○
184	モンゴル	○
185	モンテネグロ	○
186	ヨルダン	△
187	ラオス人民民主共和国	○
188	ラトビア	○
189	リトアニア	○
190	リビア	×
191	リヒテンシュタイン	○
192	リベリア	×
193	ルーマニア	○
194	ルクセンブルク	○
195	ルワンダ	○
196	レソト	○
197	レバノン	○
198	ロシア連邦	○

(注1) 国際貿易開発会議 (UNCTAD) のウェブサイトより全国銀行協会作成

(注2) 掲載国の並び順は「あいうえお」順

(注3) 掲載国の国名は外務省ウェブサイトより引用

【凡例】

○：LEGISLATION（立法あり）

△：DRAFT LEGISLATION（草稿あり（立法されていない））

×：NO LEGISLATION、NO DATA（立法なし、データなし）

—：UNCTADウェブサイトに掲載なし

参考URL

1. 国際貿易開発会議 (UNCTAD) 「Data Protection and Privacy Legislation Worldwide」  
<https://unctad.org/page/data-protection-and-privacy-legislation-worldwide>

2. 外務省「世界と日本のデータを見る（世界の国の数、国連加盟国数、日本の大使館数など）」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/world.html>

以上